

岐阜県レディースバドミントン連盟規約

第 1 章 総 則

- (名 称)
第 1 条 本連盟は、岐阜県レディースバドミントン連盟（以下本連盟）と称する。
- (事務局)
第 2 条 本連盟の所在地を事務局長居住地に置く。

第 2 章 目的及び事業

- (目 的)
第 3 条 本連盟は、県内におけるバドミントン競技の普及と発展を図り、社会体育の振興に寄与する他、バドミントンを通じて会員の親睦を図ることを目的とする。
- (事 業)
第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 各種競技会および予選会
(2) 各種講習会の開催
(3) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第 3 章 組 織

- (組 織)
第 5 条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する次の会員および団体をもって組織する。
(1) 県内に在住・在職する女性
(2) 上記に該当する者で結成された同好クラブ
(3) 本連盟は、次の地区に支部を設けることができる。
・岐阜地区（岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡・羽島郡）
・西濃地区（大垣市・海津市・安八郡・養老郡・不破郡・揖斐郡）
・中濃地区（美濃市・関市・郡上市）
・可茂地区（美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡）
・東濃地区（中津川市・多治見市・恵那市・土岐市・瑞浪市）
・飛騨地区（高山市・下呂市・飛騨市・白川村）
(4) 本連盟は、岐阜県バドミントン協会に加盟する。

第 4 章 登 録

- (登 録)
第 6 条 本連盟の会員になろうとする者は、毎年本連盟で定めた登録料を納入しなければならない。

第 5 章 評 議 員

- (評議員)
第 7 条 本連盟に評議員を若干名置く。
2 評議員は本連盟に加盟する団体から各 1 名の推薦を受け、総会において選出する。
3 評議員は第 1 2 条の役員を兼ねることは出来ない。

(評議員の任期)

- 第 8 条 評議員の任期は2ヵ年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
- 2 補欠評議員の任期は前任者の残存任期とする。
- 3 評議員は任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第 6 章 総 会

(構成及び権限)

- 第 9 条 総会は、理事、監事、評議員、専門委員会委員で構成する。
- 2 総会は本連盟の議決機関であって次の事項を審議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任並びに評議員の選任又は解任
 - (2) 各事業年度の事業計画及び決算の承認
 - (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他重要事項
- 3 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(開催等)

- 第 10 条 定時総会は、年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、その他必要がある場合はいつでも開催することができる。
- 2 総会は会長が招集する。

(決 議)

- 第 11 条 総会の決議は、構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

第 7 章 役 員

(役 員)

- 第 12 条 本連盟に、次の役員を置く。
- (1) 理事 若干名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名を置く。

(役員を選出)

- 第 13 条 理事及び監事は理事会において推薦し、総会の決議により選任する。
- 2 会長、副会長、理事長は、理事の中から総会の決議により選任する。
- 3 副理事長、事務局長及び会計は、理事会の決議により選任し、会長がこれを委嘱する。

(理事の職務及び権限)

- 第 14 条 理事は、理事会を構成し、この規約に定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長は、本連盟を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事長及び副理事長は、総会及び理事会の決議に基づき会務を執行する。
- 5 事務局長は、本連盟の統括的事務を処理する。
- 6 会計は、本連盟の会計事務を執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、会計及び連盟の業務執行状況を監査する。

(役員任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8章 名誉役員

(名誉役員)

第17条 本連盟に、顧問、参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、本連盟に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるができる。

4 参与は、会長の必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。

第9章 理事会

(構成)

第18条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事をもって構成する。

(権限)

第19条 理事会は次の職務を行う。

(1) 定時総会日時、場所及び目的である事項の決定

(2) 規程の制定、変更及び廃止

(3) 本連盟の業務執行の決定

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(招集)

第20条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(定足数及び議決)

第21条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

2 理事会の議決は、この規約に別段の定めがあるもののほか、理事の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。なお、前段の場合において、議長は理事として表決に加わることはできない。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第22条 本連盟に次の委員会を設ける。

(1) 総務委員会

(2) 競技委員会

(3) 審判委員会

- (4) 指導委員会
- (5) 広報委員会
- 2 委員会の委員長及び副委員長は理事の中より選出しその任に当たる。
- 3 専門委員会の構成員は、理事会の審議を経て会長が委嘱する。
- 4 委員会は、理事会から付託された業務について審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。
- 5 専門委員会の組織、運営に関する事項は理事会の議決を経て別に定める。

第 11 章 選考委員会

(選考委員)

- 第 23 条 役員選考委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。
- 2 選考委員会は役員選出の原案を作成する。

第 12 章 会 計

(経 費)

- 第 24 条 本連盟の経費は加盟団体及び個人の登録金、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

(登録金)

- 第 25 条 本連盟の登録金は、年額次のとおりとする。
- (1) クラブ登録金 1 クラブ 2, 000 円
 - (2) 個人登録金 1 人 2, 000 円

(会計年度)

- 第 26 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

第 13 章 規 約 の 改 廃

(規約の改廃)

- 第 27 条 本規約の改廃は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。
- 2 本連盟の運営に必要な内規は、理事会で定める。

付 則

本規約は昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。
本規約は平成 元 年 4 月 1 日より改正施行する。
本規約は平成 2 年 4 月 1 日より改正施行する。
本規約は平成 4 年 4 月 1 日より改正施行する。
本規約は平成 6 年 4 月 1 日より改正施行する。
本規約は平成 12 年 4 月 1 日より改称および改正施行する。
本規約は平成 15 年 4 月 1 日より改正施行する。
本規約は平成 19 年 4 月 1 日より改正施行する。
本規約は平成 27 年 4 月 1 日より改正施行する。
本規約は令和 5 年 4 月 1 日より改正施行する。

岐阜県レディースバドミントン連盟 専門委員会規程

本連盟規約第22条の第5項の規定により、専門委員会の業務内容を次のとおり定める。

- 第1条 総務委員会
1. 年間事業計画に関すること。
 2. 登録事務等に関する業務
 3. 外部団体との交渉連絡
 4. その他
- 第2条 競技委員会
1. 競技会の企画運営および内容検討
 2. 競技記録、ランキング記録および賞杯の管理保管
 3. その他競技に関する業務
- 第3条 審判委員会
1. 審判技術の普及指導および審判員の養成
 2. 各種競技会への審判団の派遣
 3. その他審判に関する業務
- 第4条 普及指導委員会
1. 技術指導講習会の企画運営
 2. 強化選手の指定
 3. 指導用資料の作成および管理
 4. その他普及指導に関する業務
- 第5条 広報委員会
1. 連盟活動の記録および広告
 2. ホームページの作成及び管理